

「第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」の 期間延長について

県では、「愛媛県食の安全安心推進条例」に基づき、食の安全安心の確保に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の推進に関する計画（平成27年度から第2次計画）を策定しています。

このたび、本計画施行後の状況等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

主な見直し内容

◆ 計画の期間延長

今年度が第2次計画の最終年度であったことから、次年度以降の計画のあり方について令和元年度えひめ食の安全・安心推進本部幹事会に諮った結果、食品衛生法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和3年度以降については、食の安全安心の推進施策についても大幅な見直しが必要と見込まれることから、本計画を改正法が完全施行される令和3年度まで延長することとしました。

◆ 具体的な取組みの見直し

食品衛生法等の一部を改正する法律の公布により、原則、すべての食品関連事業者が国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理を求められることになったことを踏まえ、具体的な取組みを見直しました。

(見直した具体的な取組み)

(22) HACCPに沿った衛生管理の浸透支援

食品等事業者団体が作成した業種別手引書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることとなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。

◆ 推進指標及び表現の見直し

関連する他の計画等の改定状況をふまえて、本計画の表現を見直し、さらに事業の進捗状況と推進機関の延長を考慮し目標の設定を行いました。